

兵高教組
調査情報
2012年6月4日 **4号**

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745
FAX : 078-351-3185
URL : http://www.hyogo-kokyoso.com
mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

国家公務員 退職金

400万円引き下げ 労働組合に提示

総務省は6月1日、国家公務員の退職手当見直しに着手することについて、公務労組連絡会(全教、国公労連、自治労連等が加盟)に対し正式に提示してきました。

人事院は3月、公務の退職給付が民間より402万6千円上回るとの調査結果を発表しました。その後政府の有識者会議で検討され、5月23日「中間的な議論の整理」がまとめられ、政府はそれを追認する形で閣議了承しました。

400万円以上もの退職手当の引き下げは、退職後の生活を破壊し、若年層も含めた公務労働者の働きがい失わせるもので、断じて認められません。

「有識者会議」がわずか3か月、3回で「中間的な議論の整理」をとりまとめ

人事院は昨年8月に政府から退職給付にかかわる官民較差の調査を要請され、今年3月7日に「公務の退職給付額が民間より402万6千円上回っている」とする調査結果を公表し、「必要な見直しを行うことが適切」とする「見解」を政府に示しました。

政府はこれを受け、行革担当相である岡田副総理のもとに「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」を設置し、対応を議論してきました。「有識者会議」はわずか3度の会合で、5月23日に「中間的な議論の整理」を取りまとめました。その内容は次のようなものです。

- 1)官民較差調整は、職域年金が支給される当面の退職者についてはその全額を退職手当の引き下げでおこなう(2707万1千円から2304万5千円に)
- 2)引下幅が大きいことをふまえ、段階的引下げ措置を講ずることが適当とする意見と、税収の落ち込みの状況下、較差の調整を一時的に行うべきとの意見があった
- 3)早期退職に対して、インセンティブ付与の措置として手当割増しや再就職支援に向けた措置を講ずる必要がある

5月29日の閣議報告もこの「中間的な議論の整理」を追認したものです。

目的は「公務員総人件費2割削減」の民主党マニフェスト推進と、国民にさらなる痛みを押しつける「消費税増税」の露払い

この退職手当引下げの提案は、昨年1月の「総人件費に関する関係閣僚会議」で公務員総人件費削減の対象の一つとしてあげられたことが出発点となっています。民主党政権の「公務員総人件費2割削減」マニフェストを推進することが目的であり、消費税増税のお膳立てをするために「身を切る改革」を国民に見せる狙い

を持っています。

今年度退職者からという強硬姿勢

岡田副総理(行革担当大臣)は「国の厳しい財政状況」も口実に、来年3月退職者から一気に400万円以上の退職手当引下げを主張するという、極めて乱暴な態度を示しています。

あまりにも乱暴！生活破壊の退職手当引下げを許すな！

生活設計を破壊し若者の働きがいを奪う

退職手当は、退職後の生活の拠り所であり、住宅ローンや貸し付けの返済に充てることも、皆さんが計画されているところです。提示された引下げ額402.6万円は、退職時の月例給の10か月分、現在の退職手当の約15%にも相当し、この引下げは生活設計を根本から破壊し、青年層の将来不安や働く意欲の喪失を引き起こすものです。

教職員・地方公務員に即波及

これまでも、国家公務員の退職手当が改悪されれば、政府・総務省はすぐに都道府県・市町村に対し、国に準じて退職手当条例を「改正」するよう求めてきました。特に、教職員は義務教育費国庫負担制度があり、都道府県での独自措置の余地がありません。

民間にも影響、経済を悪化させる

また、この引下げは民間の退職金にも影響を及ぼすことは明らかで、労働者全体の生涯賃金を引き下げ、個人消費をさらに冷え込ませ、地域経済にも重大な悪影響を与えます。

国の課題である日本経済の立て直しにも逆行する暴挙です。

国民犠牲の突破口としての退職手当削減

野田内閣は、消費増税をはじめとする「税・社会保障一体改悪」を国民に押しつけるための露払いに、この退職手当引下げを位置付けています。そのため政府は、「有識者会議」の議論が途中であるにもかかわらず、また労働組合との話し合いもなく、この方針を閣議了承しました。

政府は拙速な検討をせず、使用者責任を果たせ

退職手当の大幅削減は、重要な労働条件の不利益変更です。労働組合との話し合いもなく、400万円以上の退職手当削減の方針を閣議で了承したことは許せません。また、来年3月退職者から退職手当を大幅削減するという政府の方針は、個々の公務労働者に「今年度末で退職するか、それとも働き続けるのか」という選択の余地を与えないものであり、手続き上も許されるものではありません。

**「退職手当の大幅削減の撤回を求める職場決議」
(全教職員署名)で、怒りを政府に届けましょう！**